

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月2日 16時00分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市浦港北東方沖 浦港南防波堤灯台から真方位037° 1,640m付近 (概位 北緯34° 33.3′ 東経135° 00.4′)
事故の概要	水上オートバイ <sup>エイチオー</sup> シースタイルH0 2019は、漂流中、水上オートバイ <sup>ふじたこうむてん</sup> 藤田工務店は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ シースタイル H0 2019、0.2トン 250-59441大阪、有限会社ブルーライン B 水上オートバイ 藤田工務店、0.2トン 250-53477大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 同乗者A B 船長B、特殊小型
負傷者	A 重傷 2人（船長A、同乗者A） B なし
損傷	A 左舷中央部に亀裂 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.2～0.3m
事故の経過	A船は、船長Aが乗り組み、後部座席に同乗者Aを乗せ、マリーナ 前面の海岸（以下「本件海岸」という。）沖で旋回を繰り返して遊走 後、漂流中、B船と衝突した。 B船は、船長Bが乗り組み、後部座席に知人1人を乗せ、本件海岸 を出発して南東進後、左回頭して本件海岸に戻る際、船長Bが、右舷 船首方に旋回を繰り返して遊走するA船を認め、A船を右舷に見て通 過すれば航行に支障はないと思ひ、遊走中のA船を右舷船首方に見る 態勢で約30～40km/hの速力（対地速力）で北西進中、左舷船首方 の本件海岸にいる知人に視線を向けていたところ、船首方に漂流中の A船に気付いたものの、B船の船首部とA船の左舷中央部とが衝突し た。
分析	A船は、旋回を繰り返して遊走後、漂流中、B船と衝突したものと 考えられるが、船長Aから情報が得られなかったことから、衝突に至 った状況を明らかにすることはできなかった。

	<p>B船は、出発場所に戻る際、船長Bが、右舷船首方に旋回を繰り返して遊走するA船を認め、A船を右舷に見て通過すれば航行に支障はないと思い、A船を右舷船首方に見る態勢で北西進中、左舷船首方の本件海岸にいる知人に視線を向けていたことから、旋回していたA船が停止し、船首方に漂泊していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が北西進中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、特定の対象に意識を向けず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li></ul>